

## 生保2 (問題)

問題1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕 (40点)

(1) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

生命保険会社における費用の計上基準は①主義である。実務上、期中における保険契約上の給付について、支払時においては②主義により処理するが、事業年度末において③勘定を用い①主義による処理に修正する。

保険業法では③として、次の2種類の積立を要求している。

- ・④が発生しているが、決算期においてまだ支出として計上していない保険金等
- ・支払事由の発生の⑤を受けていないが、支払事由が既に発生したと認められる保険金等

(2) 保険株式会社と保険相互会社の会計上の相違点について、次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

基本的には保険株式会社と保険相互会社の会計方式に違いがあるわけではないが、設立理念上、主に、配当準備金勘定と資本勘定の取扱いに相違が見られる。すなわち、保険株式会社においては、契約者配当準備金繰入額は①されるが、保険相互会社の社員配当準備金繰入額は②される。勘定科目を形式的に比較した場合、保険株式会社の資本の部の資本金、資本準備金、利益準備金に対応するものとして、それぞれ、保険相互会社の資本の部の③、④、⑤がある。

(3) 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の規定に関する次の①～⑤について、正しいものには○、誤りのあるものには×を付けよ。

- ① 1号収支分析は標準責任準備金対象外契約の責任準備金についても確認しなくてはならない。
- ② 1号収支分析を行う期間(分析期間)は少なくとも将来5年間である。
- ③ 1号収支分析は区分経理の商品区分ごとに行う必要があるが、保険計理人が合理的であると判断する場合には、複数の商品区分をまとめて行うことも可能である。
- ④ 1号収支分析は新契約の募集を行う前提(オープン型)でなければならない。
- ⑤ 1号収支分析の結果が過去の分析の結果と著しく相違する場合は、保険計理人はその原因を附属報告書に記載しなければならない。

(4) 次の表は、ある生命保険会社のある商品に対する価値基準会計に関する諸数値である。

① 第1および第5保険年度の価値基準会計上の税引前当期利益を計算せよ。

② 第1および第5保険年度末の価値基準会計上の広義責任準備金を計算せよ。

なお、いずれも、解答は小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求め、その計算過程についても記載すること。

保険年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
法定責任準備金	0.00	75.87	156.29	241.53	331.89	427.67	529.20	636.82	750.90	871.82
税引前当期利益 (法定会計 <sup>レ</sup> -ス)	-97.87	14.51	17.04	19.73	22.61	25.66	28.92	32.39	36.09	40.02
将来利益の現価	12.30	112.01	114.31	114.41	111.84	106.01	96.25	81.77	61.64	34.80

(注) 「将来利益の現価」は「税引前当期利益(法定会計<sup>レ</sup>-ス)」をハードル・レートにより割り引いた現価である。また、「法定責任準備金」と「将来利益の現価」は年始状態の値とし、責任準備金評価利率は6.00%、実際利回りは10.00%とする。

(5) 次の表は、ある生命保険相互会社のある事業年度末における貸借対照表計上額等の諸数値(表中から推計できない項目の金額は0とする。)である。この会社の当該事業年度末における「ソルベンシー・マージン比率」(保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率)を計算せよ。なお、解答の単位は%とし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求め、その計算過程についても記載すること。

(単位:百万円)

項目	金額	項目	金額	項目	金額
貸倒引当金	250	支払備金	950	その他有価証券評価差額 <sup>(*)3</sup>	1,200
うち一般貸倒引当金	100	うちIBNR備金	250	土地含み損益	200
繰延税金資産	1,300	責任準備金 <sup>(*)2</sup>	97,000	解約返戻金相当額超過部分	1,500
資本の部合計	3,500	うち保険料積立金	93,500	将来利益	300
うち剰余金処分流出額 <sup>(*)1</sup>	650	うち未経過保険料	2,900	税効果相当額	900
社員配当平衡積立金	500	社員配当準備金	2,100		
危険準備積立金	700	うち未払・積立配当	2,000		
評価差額金	800	うち未割当額	100	保険リスク相当額	700
当期末処分剰余金	1,100	退職給付引当金	1,200	予定利率リスク相当額	500
当期剰余	750	価格変動準備金	500	資産運用リスク相当額	2,000

\*1:「剰余金処分流出額」中、社員配当準備金(繰入額)は翌期配当所要額と同額である。

\*2:「責任準備金」のうち「払戻積立金」は0とする。

\*3:「その他有価証券評価差額」は税効果控除前の金額である。

(6) 初年度定期式責任準備金および営業保険料式責任準備金について簡潔に説明せよ。

(7) 商品別原価計算の目的および概要について簡潔に説明せよ。

問題2. 次の(1)から(3)のうち2問を選択し解答せよ。 (60点)

(1) 日本における生命保険会計について、以下の問に答えよ。

- ① 生命保険会計の意義および特徴について説明せよ。
- ② 現在の生命保険会社を取り巻く環境を踏まえ、生命保険会計に関してアクチュアリーとして果たすべき役割について所見を述べよ。

(2) 日本における生命保険会社の利源分析について、以下の問に答えよ。

- ① 利源分析の意義および概要について説明せよ。
- ② 現在主務官庁に提出している利源分析は5年チルメル式で行っているが、これを平準純保険料式で行った場合、利源分析上、どのような違いがあるかを簡潔に説明せよ。
- ③ ①②を踏まえ、利源分析の在り方について所見を述べよ。

(3) 日本における生命保険会社の配当(社員配当、契約者配当)について、以下の問に答えよ。なお、解答にあたっては、相互会社または株式会社のいずれかの立場を明確にした上で、いずれか一方について答えよ。

- ① 配当に係る法令の規制について簡潔に説明せよ。
- ② 配当率を設定するにあたり留意すべき点について所見を述べよ。なお、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第17条第2項に規定されている「配当の公正・衡平の要件」についても必ず触れること。

以上

## 生保2 解答例

### 問題1

- (1) ① 発生  
② 現金  
③ 支払備金  
④ 支払義務  
⑤ 報告
- (2) ① 費用処理  
② 剰余金処分  
③ 基金  
④ 基金償却積立金  
⑤ 損失てん補準備金
- (3) ① × [ × : … についても確認しなくてはならない。  
⇒ ○ : … の一部は確認しなくてもよい。 ]  
② × [ × : … 将来5年間 …  
⇒ ○ : … 将来10年間 … ]  
③ ○  
④ × [ × … 前提 (オープン型) でなければならない。  
⇒ ○ … 前提 (オープン型) に限らず、すでに締結している保険契約のみで実行  
する方式 (クローズド型) で行ってもよい。 ]  
⑤ ○
- (4) ① 第1保険年度 : 14.15、第5保険年度 : 16.78

[計算過程]

表におけるハードル・レートは、例えば、第10保険年度の税引前当期利益と将来利益の現価より  $40.02 \div 34.80 = 1.15$  であることから、15.00%であることがわかる。

したがって、価値基準会計上の税引前当期利益は、次のとおりとなる。

第1保険年度 : 12.30 (第1保険年度の将来利益の現価)  $\times 1.15 = 14.15$

第5保険年度 : 111.84 (第5保険年度の将来利益の現価)  $\times 0.15 = 16.78$

(別解)

「価値基準会計上の当期利益 = 税引前当期利益 (法定会計ベース) + 将来利益の現価の増分」であることから、

第1保険年度 :  $\blacktriangle 97.87 + 112.01 = 14.14$  (注 : 上記と端数誤差が生じる。)

$$\text{第5保険年度： } 22.61 + (106.01 - 111.84) = \underline{16.78}$$

② 第1保険年度末： ▲36.14、第5保険年度末： 321.66

[計算過程]

「価値基準会計上の広義責任準備金＝法定責任準備金－将来利益の現価」であることから、価値基準会計上の広義責任準備金は、次のとおりとなる。

$$\text{第1保険年度末： } 75.87 - 112.01 = \underline{\text{▲}36.14}$$

$$\text{第5保険年度末： } 427.67 - 106.01 = \underline{321.66}$$

(5) ソルベンシー・マージン比率： 548.8 %

[計算過程]

ソルベンシー・マージンの総額

$$\begin{aligned} &= \text{① (資本の部合計 [3,500] - 剰余金処分流出額 [650] - 評価差額金 [800])} \\ &\quad + \text{② 価格変動準備金 [500] + ③ 危険準備金 [97,000 - 93,500 - 2,900]} \\ &\quad + \text{④ 一般貸倒引当金 [100] + ⑤ その他有価証券評価差額 [1,200] × 90\%} \\ &\quad + \text{⑥ 土地含み損益 [200] × 85\% + ⑦ 解約返戻金相当額超過部分 [1,500]} \\ &\quad + \text{⑧ 配当準備金中の未割当額 [100] + ⑨ 将来利益 [300] + ⑩ 税効果相当額 [900]} \\ &= \text{①}2,050 + \text{②}500 + \text{③}600 + \text{④}100 + \text{⑤}1,080 + \text{⑥}170 + \text{⑦}1,500 \\ &\quad + \text{⑧}100 + \text{⑨}300 + \text{⑩}900 \\ &= \underline{\text{⑪}7,300 \text{ 百万円}} \end{aligned}$$

リスクの合計額

$$\begin{aligned} &= \sqrt{\text{⑫ 保険リスク [700]}^2 + \text{⑬ (予定利率リスク [500] + 資産運用リスク [2,000])}^2} \\ &\quad + \text{⑭ 経営管理リスク [(700 + 500 + 2,000) × 2\%]} \\ &= \sqrt{\text{⑫}490,000 + \text{⑬}6,250,000} + \text{⑭}64 \\ &= \underline{\text{⑮}2,660.151 \text{ 百万円}} \end{aligned}$$

したがって、

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = 100 \times \text{⑪} / (1/2 \times \text{⑮}) = 548.841 \dots \% \rightarrow \underline{548.8\%}$$

(6) 「初年度定期式責任準備金」とは、初年度の純保険料を1年定期保険の純保険料と同額（すなわち、貯蓄保険料がゼロ）とし、契約当初1年間の責任準備金をゼロとするチルメル式責任準備金である。次年度以降の責任準備金は元の保険に対して年齢が1歳増加し、保険期間（保険料払込期間）が1年短い同一種類の保険の平準純保険料式責任準備金と同一である。限度超過を出さないことを目的として考案された方式であり、米国の標準責任準備金評価法での最低額を定める基準となる方式でもある。

「営業保険料式責任準備金」とは、純保険料式責任準備金が計算要素として純保険料と保険給付のみを考慮した方式であるのに対して、それ以外の項目も考慮した責任準備金である。それ以外の項目としては、単に付加保険料や事業費支出に止まらず、ある意味で会社の事業

経営全体を考慮するものとも言える。この方式では契約当初の額がマイナスになることが多く、このマイナスをどう取り扱うは、その他の項目と合わせて考慮する必要がある。

(7) 「商品別原価計算」とは、費差損益対象経費を適切な費目に分類し、最終的には各商品に配賦するとともに、それらの経費を、保険金額当たり、営業成績当たり、保険料当たり、一件当たり、等の適切な単位比例のコストとして把握することをいう。

商品別の将来収支計算（シミュレーション）を実施して、商品政策、販売政策、価格政策の策定等にこれを活用している。原価計算の手法（手順）の概要は、次のとおりである。

- ① 費目別把握 … 営業職員経費、内務職員経費、販売管理費、一般管理費、等に分類
- ② 商品別把握 … 個人保険（各商品別）、企業保険（各商品別）、等に分類
- ③ コスト分母（経費の適切な単位）別把握 … 保険金額比例経費、営業成績比例経費、保険料比例経費、件数比例経費、等に分類
- ④ コスト係数計算

## 問題 2 (1)

日本における生命保険会計について、以下の問に答えよ。

### ① 生命保険会計の意義および特徴について説明せよ。

[生命保険会計の意義]

- 生命保険会計とは、生命保険会社の支払能力の状況、業績あるいは活動の実態等を金銭で評価し、会計の言葉で表現することである。
- 生命保険会社においても商法および企業会計原則等に則った会計処理を行うという点では一般の会社と変わりはないが、契約者保護の観点から生命保険会社の健全化を図るための特別の規定が保険業法にある。
- 一般の企業会計においては、債権者および投資家の保護に力点が置かれたものになっているが、生命保険会計については、契約の全期間にわたり契約者保護が確実に遂行されるよう生命保険会社の支払能力確保を重視した会計が指向されている。
- 生命保険株式会社の場合、世界的傾向としては財務会計として一般企業と同じ尺度での比較が求められているが、我が国では保険業法による会計が唯一の法定のものである。
- 生命保険会計は、この保険業法による会計だけで生命保険会社の全ての情報が表現できる訳ではない。

[生命保険会計の特徴]

- 「生命保険の特性」として、テキストには次の6点が挙げられている。

- (1) 保険期間が超長期
- (2) 保険料計算等の前提として大数の法則に従う群団が必要
- (3) 保険料の構成要素が多様
- (4) 平準保険料式を採用していることから特に責任準備金の評価において技術的要素が強い
- (5) 相互会社形態の会社が多い（現在は会社数は少なくなったが、保有契約等を考えると依然として多いと言える）
- (6) 1000万件以上の契約を保有する会社もあり契約の量が極めて多い

○「生命保険会計の特徴」は、テキストには次の3点が挙げられている。

(1) 保険期間の超長期性から生じる特徴

- ・一般事業会社では一般に仕入から販売まで短期間で完結するために週・月単位で損益の測定が可能だが、生命保険契約は契約の全期間を通じて生じる一定の偶発事故に対して保険給付の支払いを約しており、かつ契約期間は数年から数十年に亘る。このため、生命保険会社は超長期に亘って適正な支払能力の確保が必要であり、この点から資産評価の保守性と支払準備のための準備金の充実という特性が生じる。
- ・支払能力の確保と期間損益の把握は裏腹の関係にあり、支払能力の評価により期間損益の評価（剰余）も異なる。真の剰余は群団の消滅まで確定しない。

(2) 群団性から生じる特徴

- ・保険制度は大数の法則を前提としており、一定の群団を目的毎に設定し、群団間の公平性を図りつつ支払能力の確保を図っている。期間損益の適正化および税務等の要請から個々の契約に注目した経理処理が求められることもあるが、特に責任準備金の評価においてこの群団性を前提とした解釈をすることが必要である。（極端な例では1契約しか保有がなければ、Vレート分の責任準備金を用意しても支払準備はできておらず、支払義務を全うするためにはその契約の保険金額を用意しておく必要がある。）

(3) 保険料の構成要素の多様性等から生じる特徴

- ・一般的には、保険料計算基礎は3つの要素（予定利率、予定死亡率、予定事業費率）があり、平準保険料方式を採用している。この前提から、収益である保険料を費用に対応させる方法は様々に考えることができるが、それぞれの方法はいずれも一定の目的に応じたものであり、普遍的に正しい方法があるわけではない。
- ・保険契約の長期性、支払能力の確保等の特性を考慮した上で、毎期の剰余をどのように評価するかは非常に重要な課題である。これには、保険数理の技法が強く要請されるが、これはアクチュアリーの大きな職務の一つである。

○ これら支払準備のための準備金のうち太宗を占めるものが責任準備金であり、これら準備金が負債の部の大部分を占めていることやこれらの計算の評価性も生命保険会計の特徴と言える。

② 現在の生命保険会社を取り巻く環境を踏まえ、生命保険会計に関してアクチュアリーとして果たすべき役割について所見を述べよ。

[アクチュアリーの関与の必要性]

- 問題①で述べた「生命保険の特性」もしくは「生命保険会計の特徴」から保険業法に定める尺度のみでは生命保険会社の適切な評価は難しく、保険会社の実態の十分な表現は困難である。このため、独自の原則・尺度および技術等が必要となり、これこそがアクチュアリーの専門的な職務のひとつである。

[現在の生命保険会社を取り巻く環境] (例)

- 自由化の進行（新商品開発の進行、ニューカマー（新規参入者）の出現、販売チャネルの変化（ブローカー、インターネット、銀行窓販など））
- 健全性確保に対する契約者等からの強い要請
- 契約者・投資家等からの透明性の期待（ディスクロージャー要請の高まり）
- 国際化等への対応（資産の時価会計、国際会計基準の動向等とその対応）
- マーケットの変化（低成長時代の到来・少子高齢化社会への移行、保障性商品の新契約高の伸び悩み・第三分野商品へのシフト、アカウント型商品の出現）
- 経済環境の変化（株価低迷・超低金利の長期化 → 逆ざやの発生）
- 生命保険株式会社の増加（新設会社および相互会社からの組織変更）
- 破綻生保の出現（ → 生命保険業界全体の信用喪失）

[生命保険会計に関してアクチュアリーとしての役割]

- 解答にあたっては、上記のような環境やアクチュアリーの生命保険会社への必要性を踏まえながら、以下のような点について所見を展開することが考えられる。
  - \* 現在の法定会計におけるアクチュアリー技術の発揮
    - ・負債評価など … 例えば、責任準備金評価
    - ・公正・衡平な剰余金処分（契約者配当）案の策定
    - ・剰余の分析（実態に即した保険料の分解）
  - \* 必要なソルベンシー（・マージン）の確保
  - \* 管理会計の研究や活用
    - ・エンベディッド・バリュー、US-GAAP、区分経理など
    - ・逆ざや額、基礎利益、ソルベンシー・マージン比率、等の計算・管理・見直し
  - \* 国際会計基準への取り組み
  - \* アカウタバリティの向上
    - ・社内・社外（契約者、投資家、格付会社、マスコミ、等）向けの説明力の発揮
  - \* その他
    - ・会計上現れにくいリスク管理（保険引受リスクなどへの対応、ALMリスク管理）



・関連部署（運用・税を扱う経理など）との連携

<※ 平成8年度にも同様の問題が出ており、そちらも参考にされたい。>

## 問題2（2）

日本における生命保険会社の利源分析について、以下の問に答えよ。

### ① 利源分析の意義および概要について説明せよ。

[意義]

- 生命保険会社の剰余金は損益計算書において一応の源泉を知ることができるが、経営管理目的からも保険会社を監督する立場からも単に会社全体の剰余金を知るだけでは不十分であり、保険料計算基礎率の妥当性、各利源毎の収益の状況および契約者配当の公平性等を知るために、この剰余を利源別に分析することが必要である。
- 利源別に分析する手法は様々あり、その目的に応じた分析を行うことが重要である。なお、保険会社監督の立場からは、各社の独自の基準による利源分析を提出させても比較が容易にできないため、監督用として基準・様式が統一的に定められている。

[概要]

- 利源分析は、「当期末処分剰余金」（生命保険株式会社の場合には、「当期末処分利益＋契約者配当準備金繰入額」）を「費差損益」、「死差損益」、「利差損益」、「責任準備金関係損益」、「価格変動損益」、「その他の損益」の6利源の損益に分け、各利源毎に収支状況を把握する分析手法である。
- 利源分析は、基本的に損益計算書上の各項目を使用して計算するが、損益計算書上に現れない項目（予定事業費、予定利息、諸積増、消滅時保険料積立金、等）も使用する。
- 各利源の概要は、次のとおりである。
  - ・「費差損益」は、予定事業費から事業費・税金その他の費用を差し引いたもの。
  - ・「死差損益」は、保険料から予定事業費と貯蓄保険料を差し引いて危険保険料を算出し、それから保険金等を差し引いたもの。
  - ・「利差損益」は、利息及び配当金等収入などの運用収益から予定利息および運用費用等を差し引いたもの。
  - ・「責任準備金関係損益」は、年始諸積増・年始危険準備金等から年末諸積増・年末危険準備金等を差し引いたもの（狭義の責任準備金関係損益）に、解約失効益を加えたもの。
  - ・「価格変動損益」は、有価証券売却益・保険業法112条評価益等から有価証券売却損・有価証券評価損・価格変動準備金繰入額等を差し引いたもの。

- ・「その他の損益」は、その他の経常収益・その他特別利益などからその他の経常費用・その他特別損失・法人税及び住民税などを差し引いたもの。

**② 現在主務官庁に提出している利源分析は5年チルメル式で行っているが、これを平準純保険料式で行った場合、利源分析上、どのような違いがあるかを簡潔に説明せよ。**

[相違点]

- 平準純保険料式と5年チルメル式では、責任準備金繰入（諸積増による調整）、予定事業費、予定利息等の金額が異なることにより、各利源の損益が異なってくる。（当期末処分剰余金等の損益計算書上の諸項目は変動なし。）
- 平準純保険料式は、5年チルメル式に比べて新契約費の支出実態とは独立的な枠設定となっているため、新契約が伸展している状況では費差損益は悪化し、逆に低迷している状況では良好となる。一方で、責任準備金を平準純保険料式で積立てている場合には、3利源益計が剰余金に近いという特徴を持つ。
- 利源分析上、費差損益、死差損益、利差損益、責任準備金関係損益の4利源において平準純保険料式と5年チルメル式で差が生じる。
  - a) 費差損益  
予定事業費について、平準純保険料式においては純保枠を、5年チルメル式においては利源枠（5年チルメル枠）を用いる。純保枠は、付加保険料が毎年一定であるとして計算した予定事業費枠であり、純保枠と利源枠の差額分が費差損益の差額となる。
  - b) 死差損益  
平準純保険料式で利源分析を行った場合、（利源分析上の）責任準備金が高い分、危険保険金額と危険保険料が共にやや小さくなり、その結果、死差損益は若干小さくなるが、影響は相対的に小さい。
  - c) 利差損益  
平準純保険料式で利源分析を行った場合、責任準備金が高い分、予定利息がやや小さくなり、その結果、利差損益は小さくなるが、影響は相対的に小さい。
  - d) 責任準備金関係損益  
（実際積立が平準純保険料式の会社が、）平準純保険料式で利源分析を行った場合、実際の積増額との調整がほぼないため、調整に伴う損益はほとんど発生しない。なお、解約・失効益については、解約返戻金と責任準備金との差が大きくなるため、解約失効益は大きくなる。

[平準純保険料式を使用した場合のメリット・デメリット]

- メリット
  - ・ 実際積立が平準純保険料式の会社の場合、各利源において財務会計上の財源対応がとれている。

○ デメリット

- ・ 予定事業費枠が支出形態に即さず、販売業績が良好な年度においては費差損益を圧迫する。

③ ①②を踏まえ、利源分析の在り方について所見を述べよ。

[主な論点]

- 1) 利源分析上において採択すべき責任準備金の積立方式
- 2) 現行の利源分析上の区分・計算方法
- 3) その他留意すべき事項

- 1) 利源分析上において採択すべき責任準備金の積立方式

採択すべき責任準備金の積立方式としては、

- ・ 平準純保険料式
- ・ 5年チルメル式
- ・ 実際の積立方式
- ・ その他の積立方式（例えば全期チルメル式）

等が考えられる。様々な視点において、どの方式が相応しいかを論ずる。

- (a) 事業費管理、事業費分析

- ・ 新契約の多寡によって費差益が大きく歪まないように、事業費枠は支出形態にリンクしたものを採用することが望ましいことから、支出形態に適合した事業費枠に基づく積立方式による分析が相応しいと考えられる。

- (b) 保険料計算基礎率の妥当性

- ・ 保険料計算基礎率は、発生率の作成、収支検証において平準純保険料式がベースとなっていることから、平準純保険料式による分析が有効と考えられる。

- (c) 契約者配当の公平性

- ・ 保険計理人の実務基準第24条第3項①に「アセット・シェア計算に際しては利源分析の結果を考慮する必要あり」と規定されている。
- ・ 「各利源について財務会計上の財源対応をとるべき」、「3利源益の合計が剰余金により近い」、「配当計算対象Vは、一般に、実際の積立方式に基づくVである」ことから、実際の積立方式による分析が相応しいと考えられる。

- 2) 現行の利源分析上の区分・計算方法

現行方式の是非の観点から、利源分析上の区分・計算方法について所見を述べる。（以下は、その視点の一例。）

- ・ 解約控除を事業費枠の一部と見なして、解約失効益は、費差損益と合計で見る。（保険損益として、死差損益に合計して見ることも考えられる。）
- ・ 事業費中の医務経費は、死差益への貢献と見なして、当該費用を死差損益に帰属させる。

- ・医療保険のように付加保険料中にセイフティ・マージンを織込んでいる保険について、費差損益・死差損益間の調整を行う。
- ・資産運用の複雑化に伴う、利差損益と価格変動損益の入繰りを考慮する。
- ・利源別配当率の検証を行う際に、その他損益の他利源への帰属を考慮する。
- ・危険準備金積立額の死差損益・利差損益への帰属を考慮する。

### 3) その他留意すべき事項の例

#### (a) 利源分析という単年度手法の是非

- ・特殊要因（大地震等の大災害、金利・株価の激変、法改正、税制改正）があった場合
- ・基礎率の改定、付加保険料体系の変更、コミッション体系の変更による不連続性

#### (b) ディスクローズ

- ・ディスクローズを行うべきか否か
- ・行う場合の問題点（収益構造の開示、利源別配当還元率の適正性、利差損の開示）

#### (c) より精度の高い分析の追求

- ・各利源について時系列的な収支状況の把握および分析
- ・保険種類別または基礎率別等の分析
- ・保障内容別（普通死亡、災害、疾病等）の分析
- ・契約者配当差引後の剰余の利源分析
- ・将来収支シミュレーションによる長期間の分析

#### (d) 従来のプライシング方法と異なる場合の留意

- ・例えばアキュムレーション・タイプによるプライシングの場合の考察

#### (e) 特殊商品についての留意

- ・例えば、低解約返戻金型商品、解約控除有りの団体年金、等の考察

#### (f) 設立・再建直後の会社における考察

- ・初期投資の償却計画に応じた分析手法の採択

#### (g) 逆ざやに対する考慮

- ・逆ざやが生じている保険種類では、費差益・死差益で利差損を補填している。分析上、補填分の明確化および適性な配当財源の把握

#### (h) 分析後のアクチュアリーの方針すべき行動

- ・結果に対する原因の分析
  - ・経営陣への状況説明
  - ・分析結果に応じて、経営に対する提言および対策の立案
- ⇒ 料率改定、事業費の縮減、新商品開発、等

[解答にあたっては、以上のような論点を踏まえながら、所見を展開してもらいたい。]

## 問題2 (3)

日本における生命保険会社の配当（社員配当、契約者配当）について、以下の問に答えよ。  
なお、解答にあたっては、相互会社または株式会社のいずれかの立場を明確にした上で、いずれか一方について答えよ。

### ① 配当に係る法令の規制について簡潔に説明せよ。

○ 生命保険相互会社の場合は社員配当は剰余金の分配であり、生命保険株式会社の場合には費用として契約者配当の分配を行うという違いがあるため法令は別々に規定されているものが多いが、一部を除いて、本質的には同様の規定となっている。

○ 生命保険相互会社に対する剰余金の分配に関する主な規定

#### \* 保険業法第58条（剰余金の分配）

- ・ 相互会社は、施行規則に定める基準に従い、公正かつ衡平な剰余金の分配を行わなければならない。
- ・ 内閣総理大臣の認可を受け、かつ、定款を変更することにより、社員配当準備金への繰入割合を施行規則第29条に定める割合より下回ることができる。

#### \* 施行規則第25条（剰余金の分配の計算方法）

- ・ 保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次のいずれかの方法（併用も可）により剰余金の分配を行わなければならない。
  - ① 保険料およびその運用収益から保険金・返戻金等の支払給付金、事業費、その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法 [アセット・シェア方式]
  - ② 剰余金の分配の対象となる金額をその発生原因ごとに把握し、それぞれ責任準備金、保険金等の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法 [利源別方式]
  - ③ 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、責任準備金等の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法 [損保の配当方式]
  - ④ その他の①～③に準ずる方法

#### \* 同 第26条（積立勘定の設置）

- ・ 相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、「積立勘定」を設けることができる。（いわゆる損害保険の積立保険に対する規定であるが、生命保険会社が取扱うことが可能な商品もあり、積立勘定の設置が可能である。）

#### \* 同 第27条（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

- ・ 剰余金の処分の対象となる金額を、当期末処分剰余金の額から次の合計額を控除した金額（ただし、保険業法第55条第2項に限度額の規定あり。）とすることを規定している。
  - ① 前期繰越剰余金の額
  - ② 任意積立金目的取崩額

- ③ 基金利息の支払額
- ④ 損失てん補準備金として積み立てる額
- ⑤ 基金償却積立金として積み立てる額
- ⑥ 基金の償却に充てることを目的として資本の部に積み立てる任意積立金の額
- ⑦ 商法第286条の3の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
- ⑧ 資産に時価を付したことにより増加した当期末処分剰余金の額
- ⑨ 当該決算の剰余金に含まれる社員配当準備金の取崩額

\* 同 第28条（剰余金の分配をするための準備金）

- ・社員に対する剰余金の分配をするために積み立てる準備金は、①社員配当準備金、および②社員配当平衡積立金とする。
- ・社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として、貸借対照表上、負債の部に計上する。
- ・社員配当準備金の積立限度は次の合計額とする。
  - ① 積立配当の額
  - ② 未払配当の額（決算期においては翌期配当所要額を含む。）
  - ③ 全件消滅時配当の額
  - ④ その他①～③に準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算した額
- ・社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として、貸借対照表上、資本の部に計上する。
- ・社員配当準備金または社員配当平衡積立金を取崩した場合は、取崩額の合計から社員に対する剰余金の分配に充てた金額を控除した残額を社員配当準備金または社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。ただし、損失のてん補、基金利息の支払い、損失てん補準備金の積立または基金償却積立金の積立に充てる場合を除く。

\* 同 第29条（積立割合）

- ・施行規則第27条に定める額の20%以上の額を社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てる旨を定款に定めることと規定している。

○ 生命保険株式会社に対する契約者配当の主な規定

\* 保険業法第114条（契約者配当）

- ・保険株式会社は、施行規則に定める基準に従い、公正かつ衡平な契約者配当の分配を行わなければならない。

\* 施行規則第62条（契約者配当の計算方法）

- ・保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに契約者配当の対象となる金額を計算し、次のいずれかの方法（併用も可）により契約者配当を行わなければならない。

- ① 保険料およびその運用収益から保険金・返戻金等の支払給付金、事業費、その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法 [アセット・シェア方式]
- ② 契約者配当の対象となる金額をその発生原因ごとに把握し、それぞれ責任準備金、保険金等の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法 [利源別方式]
- ③ 契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、責任準備金等の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法 [損保の配当方式]
- ④ その他の①～③に準ずる方法

\* 同 第 6 3 条 (積立勘定の設置)

・ 前述の施行規則第 2 6 条と同様

\* 同 第 6 4 条 (契約者配当準備金)

・ 契約者配当に充てるために積み立てる準備金は契約者配当準備金とする。

・ 契約者配当準備金の積立限度は次の合計額とする。

- ① 積立配当の額
- ② 未払配当の額 (決算期においては翌期配当所要額を含む。)
- ③ 全件消滅時配当の額
- ④ その他①～③に準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算した額

○ 生命保険相互会社・生命保険株式会社共通の配当に関する主な規定

\* 保険業法第 1 2 1 条 (保険計理人の職務)

・ 保険計理人は、毎決算期において、契約者配当または社員に対する剰余金の分配が公正かつ  
 衡平に行われていること等を確認し、その結果を記載して意見書を取締役会に提出しなければ  
 ならない。

\* 施行規則第 8 0 条 (保険計理人の確認業務)

・ 保険計理人は、毎決算期において、契約者配当または社員に対する剰余金の分配が施行規則  
 第 6 2 条または第 2 5 条に規定するところにより適正に行われていることや、金融庁長官が  
 定める基準により、上記の保険業法第 1 2 1 条の事項を確認しなければならない。

○ その他、例えば以下のような規制・規定が挙げられる。

\* 保険業法第 5 5 条 (基金利息の支払等の制限) 第 2 項

・ 剰余金の分配の上限が規定されている。

\* 施行規則第 7 7 条 (保険計理人の関与事項)

・ 保険業法第 1 2 0 条第 1 項に規定する保険計理人の関与事項のひとつとして、「契約者配当  
 または社員に対する剰余金の分配に係る算出方法」が規定されている。

\* 平成 1 2 年金融監督庁・大蔵省告示第 2 2 条

- ・ 施行規則第80条に規定する基準は、保険業法第122条の2第1項の規定により指定された法人(日本アクチュアリー会)が作成し、金融監督庁長官が認定した基準(生命保険会社の保険計理人の実務基準)とする。
- \* 保険業法第86条(組織変更計画書)
  - ・ 株式会社に組織変更する相互会社は、定款に、組織変更後の契約者配当にかかわる方針を記載しなければならない。
- \* 保険業法第300条(保険契約の締結または保険募集に関する禁止事項)第1項第7号
  - ・ 予想配当表示の禁止事項の規定(具体的には事務ガイドライン二二(5)②)
- \* 税法上の配当準備金繰入額の損金算入限度額、たまり課税

[解答は上記のエッセンスが的確に述べられていればよいが、今一度条文等を読み返し、正確に理解した上で専門職として実務に当たってもらいたい。]

**② 配当率を設定するにあたり留意すべき点について所見を述べよ。なお、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第17条第2項に規定されている「配当の公正・衡平の要件」についても必ず触れること。**

○ 配当(社員配当、契約者配当)の位置付け等

- \* 保険相互会社における社員配当は、その設立の理念である「実費主義」を実現するための保険料の割り戻しである。よって、保険業法上も「剰余金の分配」とされ、分配方法は、相互会社の利益、損失を考慮した「公正・衡平」な分配が求められている。
- \* 保険株式会社における契約者配当は、契約内容の一部という位置付けであるものの、保険業法上は、相互会社と同様に「公正・衡平」な分配を求めている。
- \* 生命保険は長期契約であり、将来にわたり約定債務を十分に履行可能とすべく保険料に安全割増を組み込んでいるが、収支の判明時には配当として契約者に還元することで契約者間の公平性を保っている。
- \* 保険料率を細分化することが実務的に負担となる場合、料率は同一とし、収支の差を配当で調整する場合がある。
- \* インフレ時の実質価値保全

○ 公正・衡平な配当

- \* 公正・衡平な配当を実現するためには、個々の契約の剰余への貢献度に応じた割当・分配を行うことが基本となる。その前提には、責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、必要な内部留保が行われていることが必要不可欠であり、会社の健全性確保が前提条件となることに注意しなければならない。
- \* 法令では、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配または配当の対象金額を計算し、いわゆるアセット・シェア方式または利源別配当方式等の計算方式によって配当の



割当・分配を行うことが求められており（施行規則第25条または第62条）、公正・衡平な配当を実現するためには、これらの基準及びその他法令に定める基準に従って、適正な配当がなされていることが必要となる（保険業法第58条または保険業法第114条・施行規則第158条）。

- \* 配当の割当・分配に際しては、次の保険計理人の実務基準における公正・衡平の要件を満たすことが必要であるが、実際の確認業務自体は、当該契約および群団におけるセルフサポートを超えた配当を抑止する内容となっており、配当率水準の適正性・妥当性については、立案担当者が財務状況・経営方針等も含めた多角的な視点の下で確認する必要がある。

[生命保険会社の保険計理人の実務基準]

#### 第17条（公正・衡平な配当）第2項

剰余金の分配または契約者配当（以下、配当と言う。）が、公正・衡平であるとは、以下の要件を満たすことである。

- ① 責任準備金が適正に積立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること
- ② 配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- ③ 配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- ④ 配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること

#### ○ 健全性維持等

- \* 標準責任準備金制度、ソルベンシー・マージン基準等の考え方に沿った、適切な内部留保を確保
- \* 保険計理人の実務基準における配当財源確認
  - ・会社全体での簿価ベースによる配当財源の確保
  - ・会社全体および各商品区分ごとの時価ベースによる全件消滅時配当財源の確認
  - ・会社全体について、時価ベースで健全性の基準を維持した上での配当財源の確保
- \* 時系列的な配当財源について、単年度ベースでの剰余（利益）還元ではなく、保険期間全体で平準化した還元の導入
- \* 配当平衡積立金の活用
- \* 配当財源決定の際の株式会社の株主持分や相互会社の会社持分との関係、無配当契約のための内部留保との関係

#### ○ 契約間の公平性・契約者の期待等

- \* 契約者間の公平性

原則1. 会社の健全性と契約者利益の確保が個々契約者間の厳密な公平性に優先する。

原則 2. 原則 1 を充足している限りにおいて計算基礎率の異なっている契約群団間で実質的な公平性が維持されなければならない。

原則 3. 各群団内の契約の中では種類、加入年齢、経過年数等を考慮して概略剰余への寄与に比例して分配されるべきである。

原則 4. 配当に関する契約者の通常持っている期待は上述の原則と矛盾しない範囲内でこたえられるべきである。

原則 5. 実務的に得られるのは大まかな公平性である。

- \* 継続契約と早期消滅契約との間での公平性維持
- \* 毎年配当と消滅時配当のバランス
- \* 逆ざや契約への配当
- \* 特に金利感応度の高い商品における隣接商品との関係
- \* 区分経理
- \* 無配当契約との整合性
- \* 募集文書表示との関係
- \* ディスクロージャの充実

○ アセット・シェア配当方式の留意点

- \* 実績により左右される過去のキャッシュフローを正確に把握することが困難であること
- \* アセット・シェアの基本原理が漸化式の反復適用であり、前提条件によって結果が大きく異なること

○ 利源別配当方式の留意点

- \* 死差益における選択効果の差異
- \* 契約当初の新契約費支出の取扱い
- \* 危険準備金Ⅱの積立コストを加味した予定利率別の配当基準利回り設定
- \* 解約失効益、その他の損益（法人税支払等）
- \* 利源分析との関係

○ その他

- \* 株主配当と契約者配当とのバランス（株式会社における留意点）
- \* 解約返戻金等の契約者価格とのバランス
- \* 新規分野の商品に対する配当の在り方

[解答にあたっては、以上のような論点を踏まえながら、所見を展開してもらいたい。]

## 【問題2の解答の作成にあたって】

元来、「所見を述べよ」という問いは、受験者の意見・考えを記述してもらうことを意図している。

解答として、事実や知識について記述することは結構なことであり、勉強の成果を発揮することを否定するつもりはない。また、事実を押さえていない意見は説得力がないばかりか、時として判断を誤ることになるため、必要最低限の事実認識は必要である。

しかしながら、「所見を述べよ」という問いについては、出題者はあくまでも受験者の意見・考えを求めているのである。「この問題に対しては、このような前提・事実を踏まえれば、私はこう考える、このようにすべき、その論拠はこうである」というような解答を期待しているのであるが、考えを述べるどころまで至っていない解答が多く感じられたのは残念である。

3時間という限られた試験時間の中で十分な所見を記すことは容易なことではないであろうが、アクチュアリー専門能力には説明能力も含まれると考えられることから、是非ともそれなりの「所見」を述べていただきたい。

次の資格試験要領の第2次試験の趣旨を今一度読み直していただきたい。

「アクチュアリーとしての実務を行う上で必要な専門知識および問題解決能力を有するかどうかを判定することを目的とする」

以上